

《事業資金用商品》

4

郡上市商工会連携融資「架け橋」

平成28年 7月 8日現在適用中

1	商品の名称	郡上市商工会連携融資「架け橋」
2	お使いみち	・ 運転資金または設備資金
3	ご利用いただける方	・ 次を満たす法人および個人 補助金受給が決定しており、郡上市商工会からの紹介が受けられる事業者
4	ご融資金額	・ 補助金の範囲内
5	ご融資方法	・ 手形貸付となります。
6	ご融資期間	・ 1年以内
7	ご融資利率	・ 別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。
8	ご返済方法	・ 期日一括返済
9	担保	・ 不要です。 ただし、すでに根抵当権が設定してある方が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
10	手数料	・ ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。
11	保証人	・ 法人の場合は代表者1名 ・ 個人の場合は不要
12	提出していただく書類	・ 次の書類を提出していただきます。 ①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 ア. 補助金申請書（写） イ. 補助金決定通知書（写） ウ. 商工会の「紹介状」 エ. 本人確認資料（運転免許証等） オ. その他当金庫所定書類
13	苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時30分 電話：0120-939-853）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時 電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金

		庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。・詳細およびご不明な点は、営業担当者までご照会ください。